

# 宅地造成及び特定盛土等規制法の解説

危険な盛土等を規制するため、令和5年5月26日に通称「盛土規制法」が 施行され、地方公共団体で規制区域の指定が進められています。

▷東京都の規制区域の範囲は、東京都都市整備局ホームページにて公表する予定です。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が 発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。そこで、危険な盛土 等を全国一律の基準で包括的に規制するために、法制化が進められました。





他にも、盛土等の崩落による被害が 各地で発生しています。



H21.7 広島県東広島市 廃棄された土石の崩落 死者1名、重傷者1名、 住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町 廃棄された土石の崩落 軽傷者1名、 県道通行止め

R3.7 静岡県熱海市 死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

#### スキマのない規制

令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まり、都道府県知事等は、危険な盛土等を 規制する区域を指定できるようになりました。

#### 規制区域

- 都道府県知事等※が、盛土等により人家等に被害を及ぼ しうる区域を規制区域として指定
  - ■宅地造成等工事規制区域:

市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアにつ いて、森林や農地を含めて広く指定

#### ■特定盛土等規制区域:

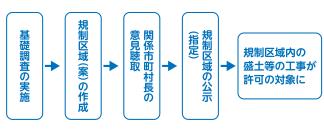
市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件か ら人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

- ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入(指定の際 の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出)
- ●都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等に よる災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施

#### 規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可 の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨 て行為や一時的な堆積についても規制

※許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現 場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる



規制区域の指定の流れ



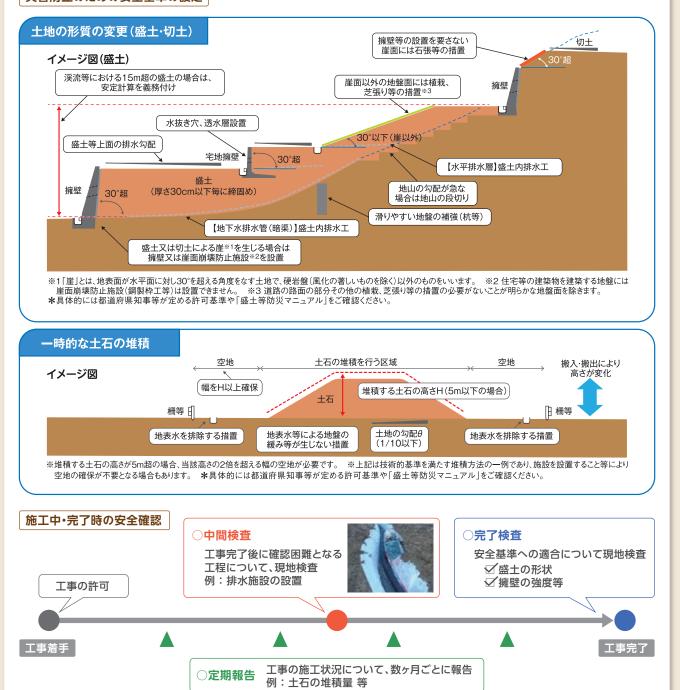
規制区域のイメージ

#### 盛土等の安全性の確保

盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定します。許可に当たり、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化されています。また許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施します。

- ※許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- ※地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置

#### 災害防止のための安全基準の設定



P14-16は「盛土規制法パンフレット」(国土交通省)(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)、「盛土規制法の概要」(国土交通省)(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf)をもとに作成



## 宅地造成及び特定盛土等規制法の解説

### 責任の所在の明確化

盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化し、災害防止のた め必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等を命令できるなどが盛り込まれました。

管理責任

盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。

監督処分

災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措 置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等によ り災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

#### 実効性のある罰則の措置

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より 高い水準に強化します。最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下などの罰則があります。



※命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。 ※都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下)
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置(最大で3億円以下)

実効性のある罰則



規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか?

各都道府県知事等のウェブサイトで確認することができます。

許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか? 盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。

許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q3 誰が許可申請を行う必要がありますか?

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によ らないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行 う必要があります。

土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、 どのような点に注意すべきですか?

> 搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行ってい 郷エホリストツグ ドートが施工規制法に基 フト計りを実けているメストックヤード等ることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に 置く場合や、工事現場で使用する土石を その工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか?

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工 事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可 不要となります。